# 消防庁舎20か所機械警備業務委託(長期継続契約)

### 1 目 的

警備対象施設における火災、盗難等の被害の防止並びに火災等の早期発見による被害の拡大を防止するとともに、その他不良行為を排除し、警備対象施設及び収容物品の保全を図ることを目的とする。

# 2 警備対象施設

対象施設・所在地等は、別紙1「設置場所一覧」を参照とする。

## 3 任 務

- (1) 火災、侵入者による盗難・破壊行為等異常事態の感知
- (2) 異常事態感知時に置ける関係先への通報・連絡
- (3) 異常事態感知時における対象施設の状況確認
- (4) 警備実施事項の報告

## 4 警備方法

「機械警備方式」とする。

警備対象施設が無人の状態となる際、発注者からの警備開始の信号を受注者が受信 したときから警備を開始し、警備解除の信号を受信したとき警備を終了するものとす る。

#### 5 契約期間等

(1) 契約期間

令和3年4月1日(木)から令和8年3月31日(火)まで

(2) 警備機器設置日程

契約締結後、別途協議にて決定することとする。

(3) 警備時間

全日 8時30分から翌8時30分まで ただし、警備機器設置日程中はこの限りではない。

### 6 警備機器等及び業務内容

(1) 警備機器等について

下記に定める警備機器を設置すること。

なお、警備機器と管制センターとの通信は全て無線方式とすること。

ア 警備設定装置

発注者が機械警備を設定するための装置を庁舎1階の指定箇所※に設置することとし、警備設定時には管制センターへ警備機器作動開始の信号を自動で送信する機能を有すること。

なお、警備設定時には庁舎正面入口扉又は自動ドアが自動で施錠されるよう電子錠による連動措置を図ること。

※設置箇所については緊急車両用のオーバースライダー等が自動開閉式 の庁舎は受付通信室内、手動開閉式の庁舎は車庫内に設置すること。

#### イ 警備解除装置

発注者が警備対象施設の外部から警備の解除を行うための装置を庁舎正面入口に設置することとし、警備解除時には管制センターへ警備機器作動解除の信号を自動で送信する機能を有すること。

なお、警備解除時には庁舎正面入口扉又は自動ドアが自動で開錠されるよう電子錠による連動措置を図ること。

### ウ 赤外線センサー

外部からの侵入者等を感知した際に、管制センターへ自動的に通報する機能を有する赤外線センサーを設置すること。

設置箇所については、原則として別紙2「機器配置図」のとおりとするが、 同様の対象範囲を網羅できる場合はこの限りではない。

### エ センサーライトカメラ

車庫内への侵入者等が確認できるよう、センサー式のライト付きカメラを対象施設※ごとに2台以上設置すること。また、カメラの撮影データを対象施設内で確認することができる装置を庁舎内に設置すること。

※宮崎出張所及びあすみが丘出張所は設置対象施設から除く。

### 才 火災感知機器

熱感知器もしくは煙感知器を設置することとし、設置箇所は別紙2「機器配置図」のとおりとする。

また、自動火災報知設備が設置されている下記庁舎※については機器の設置を不要とするが、既存の自動火災報知設備が作動した際に火災である旨の信号を管制センターへ自動的に通報されるよう警備機器との移報連動措置を図ること。

※蘇我出張所、宮崎出張所、臨港出張所、

あすみが丘出張所、打瀬出張所及び救助救急センター

### カ 無停電電源装置

停電等により対象施設への電力供給が遮断された際に、機械警備機器が3時間以上稼働できる無停電電源装置を設置すること。

#### (2) 管制センター

対象施設における異常信号の受信状況を常時監視する機能を有すること。

また、異常信号を確認した際は速やかにパトロール隊を派遣するとともに、あらかじめ定められた緊急連絡先へ連絡すること。

### (3) パトロール隊

対象施設からの異常信号受信時において、速やかに現地に出向し対象施設の確認 及び状況に即した緊急対応を行うとともに、あらかじめ定められた緊急連絡先へ事 案内容を報告すること。

また、パトロール隊を派遣する事案の対処が終了した際は、受注者は事案発生日から14日以内に書面をもって事案内容及び対応状況について発注者に報告を行うこと。

#### (4) その他

上記以外に警備に必要な機器等が生じる場合は別途協議により決定することと する。

### 7 緊急連絡先の指定

- (1)発注者はあらかじめ緊急連絡先を指定し、受注者に緊急連絡先を通知するものとする。
- (2)緊急連絡先に変更が生じる際は、発注者は遅滞なく受注者に通知するものとする。

#### 8 費用負担

- (1) 警備機器の設置・交換・撤去及び点検に要する一切の費用は受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき理由による場合は発注者が負担するものとする。
- (2) 警備機器の稼働に要する電気料金については発注者が負担するものとする。
- (3) 上記以外の費用が発生する際は、別途協議のうえ決定することとする。

#### 9 損害の賠償

- (1)受注者は本契約に基づく業務を履行中、受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害について、下記(2)の賠償額を限度として、保険により発注者に対しその損額を賠償するものとする。
- (2)賠償限度額は、事故1件について対人賠償及び対物賠償を併せて10億円とする。
- (3)受注者は事故により損害を発生させた際は、事故発生時から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を発注者に報告しなければならない。

#### 10 損害の免除

以下に示す損害については、受注者は一切その責を負わないものとする。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風等の天災、その他不可抗力により生じた損害
- (2) 対象施設自体の瑕疵又は発注者の管理上の瑕疵に基づく損害
- (3) 警備機器の感知対象区域外から生じた損害
- (4) 発注者の故意または過失に起因する損害

#### 11 その他

- (1)警備業務に必要な対象施設の合鍵(対象施設の出入口の鍵をいう。)については、契約締結後に発注者から受注者に預託するものとする。
- (2)受注者は合鍵を厳重に取り扱い保管するものとし、紛失した場合は直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (3) この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた際は、別途協議することとする。